

社会福祉法人 麦の家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麦の家（以下「法人」）の理事長、評議員、理事、監事、その他理事長が認めた者（以下「役員等」という。）の報酬に関して定めたものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が評議員会、理事会及び評議員選任解任委員会、長野県法人指導監査及び各種委員会及び内部指導監査等（以下「会議等」という。）に出席した場合には報酬を支給する。

(報酬等の算定)

第3条 役員等の報酬の額は別表1に定めた額とする。
2 役員等が業務のため出張する場合は、別表2により支給する。

(役員等の報酬等の算定)

第4条 報酬は年度末に支給する。または、会議の都度に支給することができる。
2 報酬等は、通貨を以て本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
3 別表1役員等の報酬は、所得税控除後の金額とする。

第5条 その他の事項については、必要に応じて理事・評議員会にて定める。

(公表)

第6条

別表1 役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	日額 6,000 円
評議員	日額 6,000 円
理 事	日額 6,000 円
監 事	日額 6,000 円
評議員選任解任委員会	日額 6,000 円
運営推進委員会	日額 3,000 円

別表2

名 称	支給額
参加費	実費
宿泊費	1 夜当たり 8,000 円を限度として実費
日当	2,000 円

(付則)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改訂し、同日より施行する。
- 3 この規定は、令和 3 年 3 月 17 日に一部改訂し、同日より施行する。